

各都道府県・指定都市文化振興主管課
各都道府県・指定都市教育委員会文化振興主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の担当課
独立行政法人日本スポーツ振興センター経営戦略室

御中

文化庁参事官（芸術文化担当）

文化庁活動の地域移行に関する検討会議の提言について（情報提供）

文化庁活動の改革について、文化庁では、平成30年12月の「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）や、中央教育審議会答申及び国会での附帯決議も踏まえ、令和2年9月に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示しました。この中では、令和5年度以降、休日の文化庁活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする方針を示しています。

こうした取組を受けて、文化庁活動の地域移行を着実に推進していくため、地域における文化芸術等に親しむ環境の整備方策等について、令和4年2月より、「文化庁活動の地域移行に関する検討会議」において集中的に検討が行われ、このたび別添の提言が取りまとめられました。

今後スポーツ庁や文部科学省と連携しながら、文化庁において、本提言を踏まえ、実践研究の事例集の作成・普及、ガイドラインの改訂や関連する諸制度の見直し、関係団体への要請や概算要求など、必要な施策を検討し、改めて通知等により御連絡する予定です。

なお、公立中学校等における文化庁活動の地域移行に関して、今後調査を行うことも予定しておりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

関係各位におかれましては、地域文化担当部署と学校教育担当部署をはじめとする幅広い連携の下、本件の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県文化振興主管課におかれては域内の市町村文化振興主管課に対して、各都道府県教育委員会文化振興主管課におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会文化振興主管課に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校及び学校法人に対して周知を図るようお願いいたします。

【本件担当】

文化庁参事官（芸術文化担当） 付
学校芸術教育室文化活動振興係
電話：03-5253-4111（内線2832）
e-mail：artedu@mext.go.jp